

デジタル少額短期保険の現状 2025 年度

令和7年（2025年）年4月1日～令和8年（2026年）3月31日

digital

デジタル少額短期保険株式会社

はじめに

デジタル少額短期保険株式会社の2025年度ディスクロージャー誌をご覧いただき、ありがとうございます。

本誌では、当社の経営方針、事業の概況、業務運営に関する取組み及び財務状況についてご報告いたします。

当社は、2024年12月24日、関東財務局長から少額短期保険業者としての登録を受けました。

スマートフォン、タブレット、ノートパソコンなどの通信端末は、日常生活や事業活動を支える身近で重要な存在となっています。

一方で、破損・汚損・故障・水濡れ、または盗難・紛失などによって生じる修理費用や再取得費用は、利用者にとって大きな負担となり得ます。

当社は、「通信端末費用補償保険」を通じて、こうしたリスクに備えるための、わかりやすく利用しやすい補償の提供を目指しています。

少額短期保険業者として、法令等の遵守と顧客保護を基本に、事業の実態及び課題を踏まえながら、保険募集、保険金支払、情報管理その他の業務運営に必要な体制の整備及び継続的な見直し・改善に努めてまいります。

デジタル少額短期保険株式会社
代表取締役 中 辻 裕 一

目 次

会社の概況および組織

1. 会社概要
2. 当社の沿革
3. 当社の経営理念
4. 経営方針

コーポレートデータ

1. 役員の状況
2. 株式の状況
3. 組織図
4. 当社拠点一覧

当社の取り組み

1. 2025 年度における当社の事業概況
2. お客様本位の業務運営方針
3. 主要業績の状況
4. 個人情報の取り扱いについて
5. 当社の販売商品（デバイス保険）
6. 勧誘方針
7. 法令遵守態勢
8. 指定紛争解決機関

業績データ 2025

1. 直近3事業年度における主要な業務の状況を示す指標
2. 直近2事業年度における主要な業務の状況を示す指標
3. 経理の状況

会社の概況および組織

1. 会社概要

商号 : デジタル少額短期保険株式会社

事業内容 : 少額短期保険業

所在地 : 〒102-0084 東京都千代田区二番町 11-3 相互二番町ビルディング別館 2 階

資本金 : 45,000 千円

従業員数 : 2 名

代理店数 : 2 店

2. 当社の沿革

年月	主なできごと
2024 年 12 月	関東財務局長(少額短期保険)第 117 号少額短期保険会社として登録
2025 年 06 月	営業開始

3. 当社の経営理念

生活必需品として衣・食・住の次に定着しつつあるデジタル通信端末機器に対する簡単で分かり易くかつ安価な損害補償保険を提供することにより、情報通信市場のさらなる発展に貢献し、国民生活の向上、日本経済の発展に寄与する。

4. 経営方針

1. 情報通信機器及びそのアプリケーションにより新たに発生するデジタルリスクに対応できる補償を提供する。
2. 分かり易い補償と低廉な保険料で安心感を提供するとともに、お客様・社会からの信頼を得る。
3. 情報通信テクノロジーの進歩、お客様・社会のニーズおよび要請を的確に捉え、その実現に向け迅速かつ的確に対応する。
4. 親会社のリソースを活用するなど経営効率を図り、健全経営を行う。

コーポレートデータ

1. 役員の状況

役職名	氏名
代表取締役	中辻 裕一
取締役	小山 篤
取締役	星 祐貴
取締役	神谷 和秀
取締役	五十嵐 彩子
監査役（社外）	清水 渉

※2026 年 7 月 代表取締役に就任

2. 株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式の総数 8000 株

発行済株式の総数 8000 株

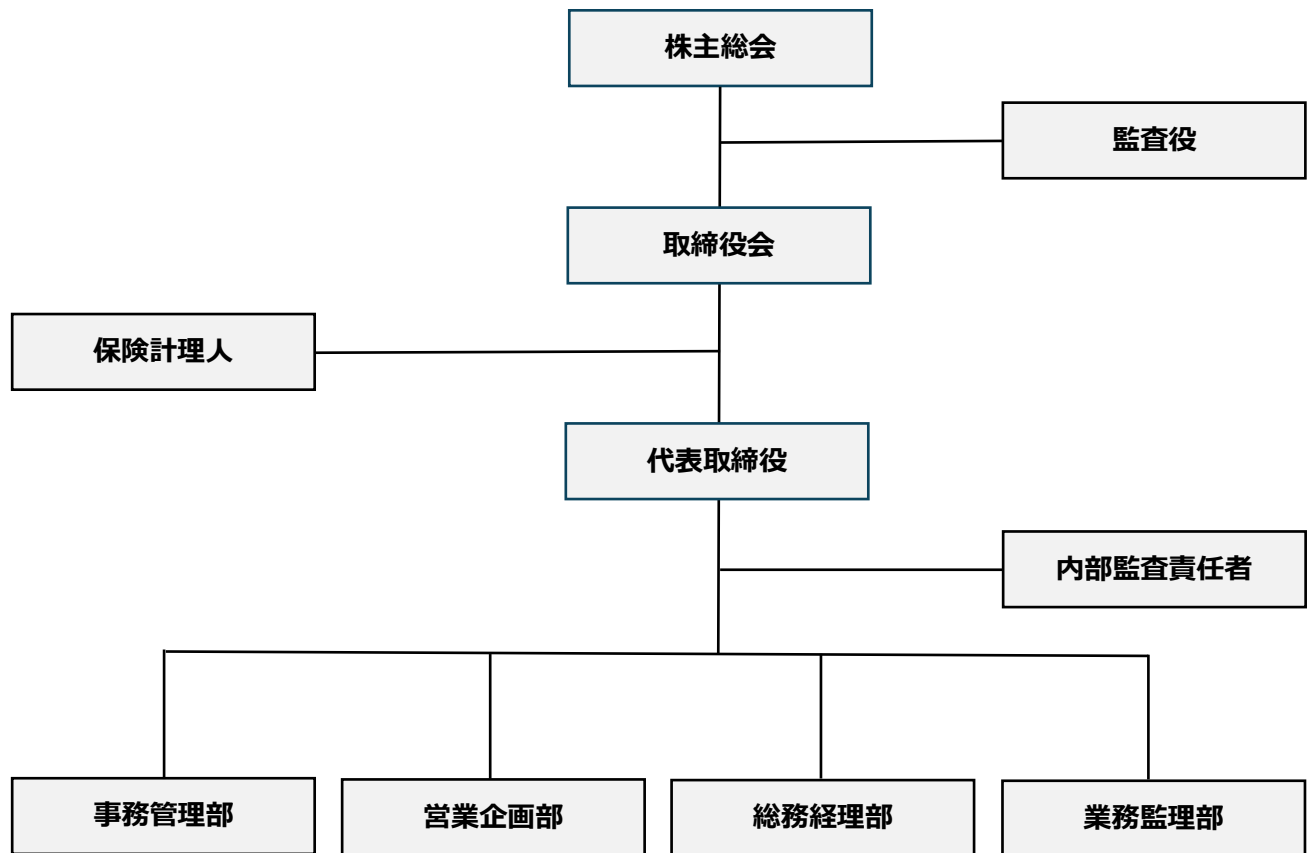
(2) 株主数

2025 年度末株主数 2 名

(3) 株主

株主	保有株数	保有割合
株式会社ワンネット	6,960 株	87.0%
3PLATZ 株式会社	1,040 株	13.0%

3. 組織図



4. 当社拠点一覧

本社

東京都千代田区二番町 11-3 相互二番町ビルディング別館 2 階

当社の取り組み

1. 2025 年度における当社の事業概況

2024 年 12 月 24 日に少額短期保険業者としての登録を受けました。

2. お客様本位の業務運営方針

方針 1. お客様の声を大切にし、お客様本位の業務運営に努めます。

私たちは、お客様の声を大切にし、お客様本位の業務運営を図るべく、業務の専門性と職業倫理を保持し、お客様の満足度の向上のため、お客様に対して誠実・公正に業務を遂行します。

方針 2. お客様本位の商品・サービスの提供をおこないます。

私たちは、お客様に満足いただける商品・サービスの提供をおこないます。お客様のニーズ・ご意向に適したサービスをご提供するよう常に意識し、この目的をよりよく実現するため、専門性の向上に努めます。

方針 3. お客様へ情報をわかりやすく適切にお伝えします。

私たちは、お客様への重要な情報提供や説明にあたっては、商品・サービスの内容を明確にし、お客様が十分にご理解いただけるようわかりやすく説明し、適切な情報提供をおこないます。

方針 4. 利益相反の適切な管理

私たちは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反が生じる可能性のある取引を適切に把握・管理します。

方針 5. 「お客様を大切にする会社」としての枠組みを構築し、維持します。

私たちは、お客様本位を維持するため、これに適した従業員研修の整備など適切な動機づけの枠組みを構築し、ガバナンスの強化を図ります。

3. 主要業績の状況

当期は新規契約について、該当がありませんでした。

4. お客様の個人情報の取扱について（プライバシー・ポリシー）

お客様の情報の取扱に係る方針について

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱に関するガイドライン、その他ガイドラインや一般社団法人日本少額短期保険協会の「個人情報保護方針」を遵守して、個人情報の安全管理については金融庁の実務指針に従って適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱が適正に行われるように業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、適正な取扱が行われるように取り組んでいきます。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

弊社は、主に保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問合せ、ご相談に際して、通話の録音等により個人情報を取得することがあります。

当社では、例えば、Web等を通じた保険料のお見積り、保険商品の資料請求、保険契約申込み、保険金請求、アンケート等の際に個人情報を取得します。また、コールセンターからの電話を通じたお客さまへのご案内等に際して、内容の正確な記録や業務品質の向上等のため、通話を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。

利用目的はお客様にとって明確になるように具体的に定め、以下のとおり Web サイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、Web サイト、パンフレット等に記載いたします。

さらに、利用目的を変更する場合は、その内容をご本人に通知するか、Web サイト等によ

り公表します。

- (1) 保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- (2) 委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- (3) 当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理及び商品・サービスの充実
- (4) 当社が有する債権の回収
- (5) 当社又は当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (6) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (7) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (8) 問い合わせ・依頼等への対応
- (9) その他上記目的に関連・付随する業務並びにお客様とのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得について

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
- ③ 弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）
- ④ 少額短期保険会社との間で共同利用を行う場合、（下記「6. 個人情報交換制度について」をご覧ください。）

弊社では、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先からどのような個人情報を取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱の委託

弊社は利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱を外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委

託する場合には、委託先の基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のように、個人データおよび特定個人情報の取扱いを委託しています。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる実務
- (3) 情報システムの開発・保守および運用に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、弊社グループ会社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。（特定個人情報については、共同利用はしません。）

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書に記載された契約内容、事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 個人データ管理責任者：デジタル少額短期保険株式会社
※現在、共同利用している提携先企業はありません。

6. 支払時情報交換制度等について

- (1) 弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者各社とともに、お支払の判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用しております。

※詳細につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会（shougakutanki.jp）をご覧ください。

- (2) 弊社は、少額短期保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、少額短期保険会社との間で、少額短期保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、少額短期保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本少額短期保険協会が実施する少額短期保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します（少額短期保険募集人研修機構（shougakutanki.jp）をご覧ください。）。

7. 個人情報の取扱いについて

弊社は、「保険業法施行規則第 53 条の 9」に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 76 条第 1 項各号もしくは

は同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

- (1) 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令などに基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (8) 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

9. 特定個人情報の取扱いについて

弊社では、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

番号法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容および事故に関するご照会について

お客様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、弊社お問合せ窓口または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「14. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

保有個人データ、個人番号および特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

12. 個人データおよび特定個人情報等の管理について

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性および最新性の確保に努めています。

13. 匿名加工情報の取扱いについて

(1) 匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

デジタル少額短期保険株式会社

電話：03（6897） 6329

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本少額短期保険協会の対象事業者で

す。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人少額短期保険協会

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

5. 当社の販売商品（デバイス保険）

デバイスほけん^(※1)は、被保険者が所有または使用する通信機器に破損、汚損、故障、水濡れ、全損、および盗難、紛失などにより被保険者に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。

■対象となる通信機器

被保険者が所有または使用する、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器1台とし、次の①②の要件をいずれも満たす必要があります。

① 正常に全機能が動作するもの

② 新規取得^(※2)日が発売開始日より5年未満のもの。なお、保険金支払いの際は、補償対象通信機器の新規取得日が証明できる書類の提出を要します。

ただし、一般消費者が通常生活の用に供する日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。以下同じ。）純正の製品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）で販売された製品に限ります。

(※1) デバイス保険は、普通保険約款に特約をセットした商品の名称です。

(※2) 「新規取得」とは、補償の対象となる通信機器を購入（有償交換による取得を含みます。以下同じ。）し保証書（保証書が発行されない製品にあつては製品の出荷が確認できる文書、もしくは製品に同梱のパッキングリストを含みます。）が発行された状態をいいます。なお、通信キャリアによる所定の手続きを経ずに、対象端末を家族、知人、オークション等から購入または譲渡された場合は含まれません。

6. 勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めます。

1. 保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律、その他各種法令・ガイドライン等を遵守し、適正な少額短期保険商品の販売に努めます。
2. お客様に商品内容や保険金請求方法等の各種取扱方法を十分ご理解いただけるよう常に知識の習得・アップデートを行い、お客様への説明方法等について工夫を重ね、理解しやすい表示や説明に努めます。
3. お客様の商品に対する知識・理解、契約の経験、財産の状況および契約の目的等を総合的に勘案し、目的や必要とする補償にあった適切な商品を選択いただくため、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明に努めます。
4. 商品販売にあたっては、お客様の立場にたち時間帯、場所、方法等について十分配慮します。
5. お客様に関する情報については、適正に取扱うとともに厳正に管理します。
6. お客様の声（ご意見・ご要望等）を、少額短期保険商品の開発・ご提供の参考にさせていただくよう努めます。
7. 保険事故が発生した場合には、保険金のご請求に際し、迅速かつ適切な助言を行うよう努めます。
8. 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険料・保険金額を定めること等、適切な少額短期保険商品の販売に努めます。

7. 法令遵守態勢

当社は、少額短期保険業者として、保険契約者等の保護および業務の健全かつ適切な運営を確保するため、法令等を遵守するとともに、社会的要請、社会通念および社会倫理を尊重した業務運営に努めています。

当社では、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンスマニュアル」を定め、役職員等が法令等を遵守し、高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢の整備を図っています。

取締役会は、コンプライアンス態勢を確立するため、コンプライアンスに関する基本方針、コンプライアンスマニュアルその他の重要事項を決定するとともに、取締役の中からコンプライアンス責任者を指名し、役職員等の適切な職務執行が図られるよう管理しています。

また、当社は、業務監理部をコンプライアンス統括部門とし、コンプライアンス責任者の指揮命令のもと、業務活動の公正な遂行の確保、コンプライアンス状況の確認、法令情報の収集・提供、役職員等への研修等を行っています。コンプライアンス管理者は、コンプライアンスに関する状況の把握、違反行為に関する通報・相談への対応、コンプライアンスプログラムの実施状況の確認等を行い、必要に応じてコンプライアンス責任者、代表取締役および取締役会へ報告します。

当社は、顧客保護の徹底を図るため、適切な保険募集管理、迅速かつ適正な保険金支払、顧客情報管理態勢の強化に取り組んでいます。保険募集にあたっては、保険業法その他関係法令を遵守し、重要事項の説明、意向確認、本人確認、不適切募集の防止等を徹底することとしています。また、当社の保険募集に携わる代理店および募集人に対しても、正しい保険募集のあり方を理解し、適切な募集活動を行うよう、必要な教育・指導に努めています。

役職員等は、業務遂行にあたり、法令等を遵守し、不正行為を行わないことはもとより、業務上取得した情報・データの記録保存および厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないものとしています。また、利益相反の発生に留意し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に対応することとしています。

コンプライアンス違反行為、不祥事件、苦情・相談等が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、速やかに業務監理部または内部通報窓口へ報告・相談する態勢を整備しています。報告・相談を受けた場合には、必要に応じて事実関係を確認し、違反等が認められた場合には速やかに改善措置を講じるとともに、再発防止または未然防止のための対応を行います。

さらに、当社は、内部規程の整備、役職員等への研修、コンプライアンス状況の確認等を内容とするコンプライアンスプログラムを策定し、継続的なコンプライアンス態勢の向上に努めています。内部監査責任者は、年度監査計画に基づき、コンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラム等の実施状況について監査を行い、必要に応じて改善を図っています。

8. 指定紛争解決機関

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者さまをはじめ、一般消費者の皆さまからの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情対応・紛争解決を行います。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル) 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

ご相談フォーム <https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

通常受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

受付日 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

業績データ 2025

1. 直近3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	2023 年度	2024 年度	2025 年度
経常収益	-	36	119
経常利益	-	△1,977	△16,636
当期純利益	-	△2,052	△16,816
資本金	-	45,000	45,000
発行済株式の総数	-	8,000 株	8,000 株
純資産額	-	74,233	57,417
総資産	-	75,328	58,976
責任準備金残高	-	-	-
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	-	-
配当性向	-	-	-
従業員数	-	2	2
正味収入保険料の額	-	0	0

2. 直近2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払い再保険料を控除したものをいいます。

②元受収入保険料

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※元受け収入保険料とは、元受保険料から元受け解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③支払再保険料

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金その他再保険収入を控除したものをいいます。

※なお、該当がない場合はその旨を記載する。

④保険引受利益

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※保険引受利益とは、保険引受利益は、保険引受収益から保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を引いて、その他収支（保険引受に係るもの）を足して算出しています。

⑤正味支払保険金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥元受支払保険金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から、元受け保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦回収再保険金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金の額 (単位: 千円)

該当はありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

項目・年度	2024 年度			2025 年度		
	正味 損害率	正味 事業費 率	合算率	正味 損害率	正味 事業費 率	合算率
費用保険	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

※正味損害率 = 支払保険金 ÷ 正味収入保険料

※正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※正味合算率 = 正味損害率 ÷ 正味事業費率

※正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業比率及び元受合算率

項目・年度	2024 年度			2025 年度		
	元受 損害率	元受 事業費 率	合算率	元受 損害率	元受 事業費 率	合算率
費用保険	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

※元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味収入保険料

※正味事業費率 = 事業費 ÷ 元受正味収入保険料

※正味合算率 = 正味損害率 ÷ 正味事業費率

※正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

④出再先保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	2024 年度	2025 年度
出再先保険会社の数	0	0
出再保険料の上位 5 社の割合	-	-

⑤支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分・年度	2024 年度	2025 年度
※出再なし	0	0
合 計	0	0

※格付区分は、〇〇〇〇社の格付を使用しています。

※各年度の格付は 3 月末時点の格付に基づいています。

⑥未収再保険金の額

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

②責任準備金

(単位：千円)

項目・年度	2024 年度	2025 年度
費用保険	0	0
合 計	0	0

③利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 (単位：千円)

該当はありません。

④損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動 (単位：千円)

損害率の上昇仮定	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	経常利益の減少額＝増加する発生損害額＝既経過保険料 ×1%	
	2024 年度	2025 年度
経常利益の増加額	0	0

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：千円)

項目・区分	2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金	63,428	100	46,860	100
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	63,428	100	46,860	100

②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項目・区分	2024 年度		2025 年度	
	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	36	0.056	115	0.25
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	36	-	115	-

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比 (単位：千円)

該当はありません。

④保有有価証券の種類別の利回り (単位：千円)

該当はありません。

⑤保有有価証券の種類別の残存期間別残高 (単位：千円)

該当はありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳 2024 年度 2025 年度

<2024 年度>

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
費用保険	0	0	-	0
合 計	0	0	-	0

<2025 年度>

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
費用保険	0	0	-	0
合 計	0	0	-	0

(6) 株主資本等変動計算書

<2024 年度>

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本余剰金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本余剰金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	45,000	35,000	-	△3,715	△3,715	76,285	76,285
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	△2,052	△2,052	△2,052	△2,052
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						-	-
当期変動額 合計	-	-	-	△2,052	△2,052	△2,052	△2,052
当期末残高	45,000	35,000	-	△5,767	△5,767	74,233	74,233

<2025 年度>

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	45,000	35,000	-	△5,767	△5,767	74,233	74,233
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	△16,816	△16,816	△16,816	△16,816
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額 合計	-	-	-	△16,816	△16,816	△16,816	△16,816
当期末残高	45,000	35,000	35,000	△22,583	△22,583	57,417	57,417

(7) ソルベンシー・マージン比率

		2024 年度	2025 年度
(A) ソルベンシー・マージン総額			
①	純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	-	-
②	価格変動準備金	-	-
③	異常危険準備金	-	-
④	一般貸倒引当金	-	-
⑤	その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥	土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦	契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	-	-
⑧	将来利益	-	-
⑨	税効果相当額	-	-
⑩	負債性資本調達手段等	-	-
	告示（第14号）第2条第3項第5項イに掲げるもの(⑩a)	-	-
	告示（第14号）第2条第3項第5項ロに掲げるもの(⑩b)	-	-
	控除項目（－）	-	-
(B) リスクの合計額√[R12+R22]+R3+R4			
	保険リスク相当額	-	-
	R1 一般保険リスク相当額	-	-
	R4 巨大災害リスク相当額	-	-
	R2 資産運用リスク相当額		-
	価格変動等リスク相当額	-	-
	信用リスク相当額	-	-
	子会社等リスク相当額	-	-
	再保険リスク相当額	-	-
	再保険回収リスク相当額	-	-
	R3 経営管理リスク相当額	-	-
(C) ソルベンシー・マージン比率		-	-
$[(A) / \{(1/2) \times (B)\}] \times 100$		-	-

ソルベンシー・マージン比率とは

● 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

● こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（左記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（左記の（C））です。

● 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの
- ④ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

● 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

● ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

（８）時価情報等（取得価額または契約価額、時価および時価損益）

有価証券

- ① 売買目的有価証券……………該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の債券……………該当事項はありません。
- ③ 子会社株式及び関連会社株式……………該当事項はありません。
- ④ その他有価証券……………該当事項はありません。
- 金銭の信託……………該当事項はありません。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)				
現金及び預貯金	63,428	84	46,860	79
現金	0		0	
預貯金	63,428		46,860	
有形固定資産	1,686	2	1,496	3
建物付属設備	1,623			
その他有形固定資産	63		1,496	
無形固定資産	0		572	1
ソフトウェア	0		525	
その他の無形固定資産	0		47	
代理店貸	0		0	
再保険貸	0		0	
その他の資産	0		48	
未収利息	0		0	
未収金	6		17	
前払費用	208	1	30	
立替金	0		0	
預託金	0		0	
繰延税金資産	0		0	
供託金	10,000	13	10,000	17
資産の部合計	75,328	100	58,976	100

科 目	2024 年度		2025 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)				
保険契約準備金	0		0	
支払備金	0		0	
責任準備金	0		0	
代理店借	0		0	
再保険借	0		0	
その他負債	1,094		1,558	
未払い法人税等	0		180	
未払金	0		0	
未払い費用	0		1,180	
預り金	0		198	
借受金	0		0	
退職給付引当金	0		0	
負債の部合計	1,094		1,558	
(純資産の部)				
資本金	74,233		57,417	
利益剰余金	45,000		45,000	
利益準備金	△5,766		△22,582	
利益準備金	0		0	
その他利益剰余金	△5,766		△22,582	
繰越利益剰余金	0		△22,582	
株主資本合計	74,234		57,417	
純資産の部合計	74,234		57,417	
負債及び純資産の部合計	75,328	100	58,975	100

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024 年度	2025 年度
経常収益	36	118
保険料等収入	0	0
保険料	0	0
再保険収入	0	0
回収再保険金	0	0
再保険手数料	0	0
再保険返戻金	0	0
その他再保険収入	0	0
責任準備金等戻入額	0	0
支払備金戻入額	0	0
責任準備金戻入額	0	0
資産運用収益	0	115
利息及び配当金等収入	35	115
その他経常収益	0	3
代理店手数料等収入	0	0
その他の経常収益	1	3
経常費用	2,013	16,754
保険金等支払金	0	0
保険金	0	0
解約返戻金	0	0
再保険料	0	0
責任準備金繰入額	0	0
支払備金繰入額	0	0
事業費	2,013	16,754
営業費及び一般管理費	2,013	16,373
税金	75	47
減価償却費	99	333
退職給付引当金繰入額	0	0
その他経常費用	0	0
代理代行業務経費	0	0
その他の経常費用	0	0
経常利益	△1,977	△16,635
特別損失	0	0
税引前当期純利益	△1,977	△16,635
法人税及び住民税	75	180
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	75	180
当期純利益	△2,052	△16,815

(3) キャッシュ・フロー計算書

科 目	2024 年度	2025 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	△1,977	△16,636
減価償却費	99	334
支払備金の増加額（△は減少）	0	0
責任準備金の増加額（△は減少）	0	0
貸倒引当金の増加額（△は減少）	0	0
賞与引当金の増減額（△は減少）	0	0
利息及び配当金等収入	36	115
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益（△は益）	0	0
代理店貸の増加額（△は増加）	0	0
再保険貸の増加額（△は増加）	0	0
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）	0	0
その他	0	0
小 計	△1,842	△16,187
利息および配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
その他	0	0
法人税等の支払額	75	180
営業活動によるキャッシュ・フロー	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
有形固定資産の取得による支出	0	0
無形固定資産の取得による支出	0	0
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0
現金および現金同等物に係る換算差額	0	0
現金および現金同等物の増減額（△は減少）	0	0
現金および現金同等物期首残高	0	0
現金及び現金同等物期末残高	0	0